

健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届

【手続概要】

マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であれば原則届出は不要です。

ただし、次の場合は住所変更届が必要です。

- (1) 被保険者のうち、健康保険のみに加入している方、海外居住者、短期在留外国人の住所の変更の場合
- (2) 住民票住所以外の居所を登録する場合

【添付書類】不要

【留意事項】

- ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被保険者の場合、「被保険者住所変更届」の提出が必要です。
- ・この届書は、国民年金第3号被保険者である被扶養者の変更後住所についてもあわせて届け出ていただく様式になっています。

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

郵送、窓口持参